

○岡山県後期高齢者医療広域連合会計室組織規則

平成30年3月30日
広域連合規則第4号

岡山県後期高齢者医療広域連合会計室組織規則を次のように定める。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に会計室(以下「室」という。)を置く。

(職員)

第2条 室に主査その他必要な職員を置く。

(職責)

第3条 主査は、会計管理者の命を受け、担当事務を処理する。

2 前項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(分掌事務)

第4条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 室の予算、決算及び会計に関する事。
- (3) 岡山県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程(平成20年広域連合訓令第4号)に定める支出負担行為書の確認及び支出命令書の審査に関する事。
- (4) 小切手の振出しに関する事。
- (5) 現金(基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事。
- (6) 有価証券(公有財産又は基金に属するもの若しくは担保物を含む。)の出納及び保管に関する事。
- (7) 物品の出納及び保管に関する事。
- (8) 財産の記録管理に関する事。
- (9) 決算の調製に関する事。
- (10) 指定金融機関に関する事。
- (11) 収入通知及び支出命令の審査に関する事。
- (12) 支出負担行為の確認に関する事。
- (13) 会計事務の指導連絡に関する事。

(事務代理)

第5条 地方自治法第170条第3項の規定による会計管理者の事務の代理は、主査が行う。

2 前項の場合において、主査が2人以上あるときは、あらかじめ会計管理者が代理を行う主査の順位を定めておくものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。